（様式第３号）

誓 約 書

□　私

※　該当する方にﾁｪｯｸして下さい。

□　当社

は，下記１及び２のいずれにも該当せず，将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，貴職において必要と判断した場合に，別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　補助業事者として不適当な者

(1)　暴力団（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第４号に規定する暴力団員等**（※）**をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　事業者（同条第７号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者，法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

(3)　事業者の役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

(4)　事業者の役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　事業者の役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事　村井 嘉浩　殿

令和　　年　　月　　日　※申請日と同じ日を書いてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所・所在地※個人事業者は住民票上の住所※法人は法人登記簿上の本社所在地 |  |
| 氏名・法人名 |  |
| 代表者役職氏名※個人事業者は記載不要 |  |

（添付書類）役員等名簿　※個人事業者の方も必ず提出してください。

**（※）宮城県暴力団排除条例第２条第４号　暴力団員等　次のいずれかに該当するものをいう。**

**イ　暴力団員**

**ロ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者**

**ハ　法人その他の団体であって，その役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの**

（様式第３号別紙）

役員等名簿

【注　意】

※個人事業者の場合は，代表者のみを書いてください。

※法人の場合は，執行役員全員を書いてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人数 | ｼﾒｲ（ｶﾅ） | 氏　名 | 生年月日 | 性別 | 商号又は名称※個人事業者は店名※法人は法人名 | 住　所※個人事業者は住民票上の住所※法人は法人登記簿上の本社所在地 |
| 元号(明治・大正・昭和・平成） | 年 | 月 | 日 | 男・女 |
| 例 | ﾐﾔｷﾞ　ﾀﾛｳ | 宮城　太郎 | 昭和 | 47 | 11 | 11 | 男 | (株)○○○○ | 仙台市○○○○1-1-1 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |